

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 12 回 総 会

平成 30 年 8 月 27 日 (月)

名護市農業委員会 第 12 回総会

開催日時 平成 30 年 8 月 27 日（月）午前 10 時 ～

開催場所 名護市役所 別館 3 階会議室（第 2・第 3 会議室）

出席委員（農業委員）

1 番	岸本 信子	2 番	長山 正敏	3 番	前川 好男
4 番	宮城 政喜	5 番	比嘉 清隆	6 番	具志堅 安盛
7 番	野原 朝行	8 番	名城 政幸	9 番	比嘉 晴
10 番	金城 達文	11 番	川上 達也	12 番	大城 正信

欠席者 無し

議事録署名人 2 番 長山 正敏 3 番 前川 好男

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案 第 72 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 73 号 農地転用事業計画変更承認申請について
第 74 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
第 75 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
第 76 号 農用地利用集積計画の意見決定について
第 77 号 現況証明願いについて
第 78 号 非農地証明願いについて
報告 農地法第 4 条許可申請の取消し願いについて
報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（8 番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 2 番と 3 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第 12 回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第 76 号農用地利用集積計画に関する意見

決定についてと報告 農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第76号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをご覧ください。平成30年8月20日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人16名。譲受人11名。設定筆数27筆、面積44,125.79㎡。内 賃借権12筆、使用貸借権15筆となっています。詳細については、14ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃貸借権で、作物は野菜です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

2番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃貸借権で、作物は野菜です。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

3番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃貸借権で、作物はクワンソウです。稼働人員は2名と雇用が1名。稼働日数は250日となっています。

4番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、25年間の使用貸借権で、作物はマンゴーです。稼働人員は2名。稼働日数は250日となっています。

5番から10番は、譲受人が同一で●の●さん。3年間の使用貸借権で、作物はシークワーサーです。稼働人員は1名。稼働日数は250日で、家族の補助員が2名います。

11番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、3年間の使用貸借権で、作物は野菜です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

12番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃貸借権で、作物はパイナップル、野菜です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

13番から18番は、譲受人が同一で●の●さん。5年間の賃借権で、作物は牧草です。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

19番から25番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権で、作物は野菜とマンゴーです。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

26番、譲渡人●の●さんが沖縄県農業振興公社と10年間の賃借権を結ぶものです。

27番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマンゴーです。稼働人員は1名。稼働日数は250日となっています。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

- 議長（８番） ただいま、事務局より説明がありました議案第 76 号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（８番） 異議なしとのことでありますので、議案第 76 号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。
- 議長（８番） 次は、報告となっておりますので、農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料 18 ページをご覧ください。これは、以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地で、その転貸先が決まりましたので、ご報告します。
- 整理番号 1 番 ●● ●番地。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成 30 年 8 月 1 日から平成 40 年 7 月 31 日までの 10 年間となっております。
- 整理番号 2 番 ●● ●番地。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成 29 年 1 月 4 日から平成 39 年 1 月 3 日までの 10 年間となっております。
- 報告は以上です。
- 議長（８番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。
- 委員 異議なし。
- 議長（８番） 異議なし。とのことです。農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。
- 議長（８番） 議案第 72 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料 1 ページをご覧ください。
- 整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 5,829 m²。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっております。従事者 2 名。稼働日数 主 250 日、補助 150 日。計画作物は花卉です。
- 整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 711 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっております。従事者 2 名。稼働日数 250 日。計画作物は野菜です。
- 整理番号 3 番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が 1,310 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっております。従事者 6 名。稼働日数 主 300 日、補助 280 日 1 名、補助 270 日 4 名。計画作物は菊です。
- 整理番号 4 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地内で 2 筆合計面積が 3,198 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっております。従事者は 2 名。稼働日数 主 200 日、補助 60 日。計画作物はウコンです。
- 整理番号 5 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地内で 2 筆合計面積が 8,711.7 m²。譲渡人が●の●さん。

整理番号6番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で3筆合計面積が4,918㎡。譲渡人が●の●さん。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が7,919㎡。譲渡人が●の●さん。

整理番号8番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が2,891㎡。譲渡人が●の●さん。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が1,390㎡。譲渡人が●の●さん。

5番から9番につきましては、譲受人が農業生産法人●で、新規就農のための有償移転となっています。8筆の合計面積が25,829.7㎡。従事者は2名。稼働日数250日。計画作物はバナナです。

整理番号10番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の17筆。17筆合計面積が24,814㎡。●の●さんから●の●さんへ。親子間の贈与で無償移転となっています。従事者は4名。稼働日数主250日、補助200日。計画作物はパイン、さとうきび、野菜です。事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

- 議長(8番) 事務局から説明がありました議案第72号について質疑はございませんか。
- 委員 5番から9番の農業生産法人の実績などがわかれば教えてください。
- 事務局 初めて農地を取得し、就農するため、実績などはありません。役員3人中2人が専属で営農するものです。
- 議長(8番) 計画において、今年度以降の収入見込み額はいくらとなっていますか。
- 事務局 1年目が200万円、2年目500万円、3年目800万円の売り上げ予定となっています。
- 議長(8番) バナナは1年目収穫できないため、売り上げは無いのではないかと思うが。計画の売り上げ額については、計算し直すように指導してください。
- 委員 この法人は、名護市に登録されていますか。
- 事務局 別で法人を立ち上げていましたが、今年、名護市に移転をしています。
- 議長(8番) 他にございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長(8番) 議案第72号 整理番号1番から10番については可決といたします。
- 議長(8番) 議案第73号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料6ページをご覧ください。

●● ●番地。農振農用地外で面積が 466 m²。●の●さんから●の●さんへ。許可後、本人や同居予定であった長男の病気などで、住宅建築が困難となった。事業継承者が個人住宅を建築するため、事業計画変更申請及び、5 条許可申請を再度行うものです。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 73 号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 質疑が無いようなので、議案第 73 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 議案第 74 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 7 ページをご覧ください。

●● ●番地。農振農用地外で、面積が 3,161 m²。申請者 ●の●さん。貸し駐車場とするための申請となっています。農地区分は、生産性の低いその他 2 種農地で、一団の農地が 5.2ha。10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 74 号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 質疑が無いようなので、議案第 74 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 議案第 74 号については可決といたします。

議長（8 番） 議案第 75 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 説明は資料 8 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 307 m²。換地後の面積 186 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 519 m²。●の●さんから●の●へ。ガス事業所のボンベ置場を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、上下水管が埋設されている道路に接しており、500m 以内に公益施設が 2 つ以上ある第 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 3 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 466 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2 種農地で、一団の農地が 2.5ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 499 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が 2.9ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 1,415 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸し資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が 7.8ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 422 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が 1.7ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 371 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公共施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号8番 ●● ●番地、●番地2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 126 m²。譲渡人が●の●さん外1名。

●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 446 m²。譲渡人が●の●さん。この4筆を譲受人の●の(株)●が、貸駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 333 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための使用貸借となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号10番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 260 m²。●の●さんから●の(株)●へ。露天駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号11番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 864 m²。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第75号について質疑はございませんか。
委員 5番の貸し資材置き場は、一時転用なのか。
事務局 いいえ、一時転用ではありません。

- 議長（8番） ほかにございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第75号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から11番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第77号現況証明願いについてと、議案第78号非農地証明願いについては、一括して提案をしてもよろしいでしょうか。
- 議長（8番） 事務局、説明をお願いします。
- 事務局 資料15ページをご覧ください。
- ●番地。農振農用地外で、面積が1,084㎡。所有者が●。現況証明の事由としましては、申請地は、昭和44年に同地を購入し、その年にトイレとゲートボール場の整備を行っており、農地としては利用されていなかったとのことです。
- 次に非農地証明願いについて、資料16ページをご覧ください。
- 整理番号1番 ● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が102㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、横に細長い土地で、土地の大半が、隣接地の山林原野に面し、斜面となっており、30年前から耕作されていない。また、もともとが水路で、雨が降ると雨水が溜まり、農地として活用することが困難であるとのことです。
- 整理番号2番 ● ●番地。農振農用地外で面積が618㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、海と川に挟まれた農業に適さない土地である上、農道も整備されていないため、借地希望者も無く、数十年以上農地として利用されておらず、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。
- 整理番号3番 ● ●番地、●番地の2筆。農振農用地内で2筆合計面積が1,629㎡。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、海岸沿いにあり、進入路の無い袋地である。潮風の強い地で塩害も大きいため、50年近く農地として使用しておらず、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。
- 議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。
- 委員（11番） 現況証明願いの整理番号1番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり復帰以前から公園として利用されており、現在も公園としての利用が確認できることから、証明相当と判断します。
- 次に、非農地証明願いについて、写真付きの現地確認調査書をご覧ください。
- 8月21日に私（11番）と委員（2番）、事務局とで現地を確認しました。
- 整理番号1番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見と

しましては、原野化した斜面であり、一部は水路となっている。今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。

整理番号2番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、海に面した塩害の強い土地であり、防風林などが生い茂っている状況である。今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、証明相当と判断します。

整理番号3番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、農振農用地内ではあるが、周辺地域の防風林となっており、山林化した土地である。農地行政上も特に支障がない状況であることから、現地調査の結果、証明相当と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第77号及び78号について一括して質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 非農地証明の2番について、現状は非農地であることには間違いはないが、その後の計画などが、全く見えてこない。非農地判断とは、関係無いと思うが、その後の活用方法などを知る方法はないか。

事務局 申請時にその後の計画なども、聞き取るようにはしているが、教えてもらえない場合もある。非農地かどうかの判断に、その後の計画は関係ない部分なので、それ以上は求めています。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第77号 現況証明願いについての整理番号1番と議案第78号非農地証明願いについての整理番号1番から3番を証明相当と判断してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 次に報告 農地法第4条許可申請の取消し願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料17ページをご覧ください。●● ●番地。農振農用地外で、面積が507㎡。平成30年2月に資材置場として4条許可を受けていましたが、資金調達が困難となったため、申請を取り消すものです。

議長（8番） ただいま事務局から報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第12回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 長山 正敏 印

署名委員 前川 好男 印